加古川市公告第９７号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、加古川市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して２週間を経過する日までに、この案について加古川市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び前記案件についての意見を具体的に記載した文書を加古川市加古川町北在家２０００番地加古川市都市計画部都市計画課に提出しなければならない。

令和８年１０月２７日

加古川市長　岡　田　康　裕

１　都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路
３．３．５８５号　尾上インター線

２　都市計画を変更する土地の区域

加古川市金沢町
尾上町池田字池田開拓、字榮へ

３　縦覧場所

加古川市役所（加古川市加古川町北在家２０００番地）　新館５階　都市計画課

４　縦覧期間

令和８年１０月２７日（火）から令和８年１１月２７日（金）まで
午前９時００分から午後５時００分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
※都市計画法の規定に基づく縦覧期間は２週間であるが、兵庫県において、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）第４２条第１項の規定により、環境影響評価準備書と都市計画の案を併せて縦覧に供する場合の都市計画の案の縦覧期間を１月間としていることに鑑み、これとの整合を図るため、本市においても、縦覧期間を１月間とする。

加古川市公告第９８号

都市計画法による開発行為の工事の完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定による下記の開発許可行為に関する工事は完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和８年10月27日

加古川市長　岡田康裕

記

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古川市尾上町池田字池田開拓1751番、1760番5

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古郡稲美町国岡六丁目213番地
古谷　昭文

3　許可番号及び許可年月日

加ま指 第1-6号（R8）
令和8年7月9日

加古川市公告第９９号

都市計画法による開発行為の工事の完了公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定による下記の開発許可行為に関する工事は完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

令和８年10月27日

加古川市長　岡田康裕

記

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加古川市尾上町池田字池田開拓1760番2

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県姫路市広畑区小坂82番地26
竹内　久美子

3　許可番号及び許可年月日

加ま指 第1-7号（R8）
令和8年7月9日